

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高畠町長 高梨 忠博

市町村名 (市町村コード)	高畠町 063819
地域名 (地域内農業集落名)	入生田・船橋 (入生田西・北・南、船橋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月5日(第1回) 令和6年1月18日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・実行組合を母体とした中で、集落内での情報を共有しながら地域内の農地の移動については、中心となる担い手に集約していくことが必要となる。
・今後、リタイアする農業者が生じた場合に新規就農者の確保・育成が最重要課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・米や果樹・野菜等で複合化を進め、地域の労働力を使い、加工や特色のある農作物の生産により高付加価値化を図るとともに地域の雇用の産出を目指す。
・今後も特別栽培、有機栽培などに取組み、付加価値を高め有利販売に繋げていく。
・集落内の稲作農家と畜産農家が連携し、地域資源を活かした循環型農業を推進していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	184.21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	160.57 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域とその周辺の農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後の農業でのあり方として、いかにコスト軽減を図っていくかが重要であり、基盤整備を有効活用し、面積を集約していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内外で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦農地の水利管理や環境整備など農地の遊休化を防ぐため集落全体で協力していく取り組んでいく。